

令和4年度甲種防火管理再講習のご案内

消防法施行規則第2条の3に規定する講習を次のとおり実施します。

この講習の受講対象者は、特定防火対象物のうち収容人員300人以上の事業所における防火管理者で、防火管理新規講習又は防火管理再講習から、5年以内（※注1）に受講することとなっています。

お手持ちの防火管理者の証を御確認のうえ、該当される方はこの機会に受講してください。

※災害時や新型コロナウイルス等の感染症の影響により、延期又は中止させていただく場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

講習日時	令和4年6月23日（木） 10時00分～12時00分（受付9時30分～10時00分）
講習場所	たつの市揖保川総合支所4階 ふれあいホール （たつの市揖保川町正条279-1）
受付期間	令和4年5月9日（月）～令和4年5月27日（金） 8時30分～17時15分（土・日・祝日は除く） ※受付期間内であっても50名になり次第、締め切らせていただきます。
受付場所	西はりま消防本部予防課 Tel 0791-76-7120 西はりま消防組合相生消防署指導係 Tel 0791-23-7119 西はりま消防組合たつの消防署指導係 Tel 0791-64-3175 西はりま消防組合宍粟消防署指導係 Tel 0790-62-8201 西はりま消防組合太子消防署指導係 Tel 079-276-1191 西はりま消防組合佐用消防署指導係 Tel 0790-82-3874
定員	50名
受講資格	原則として、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町、上郡町光都1丁目・2丁目・3丁目に在勤又は在住の方
申込に必要なもの	ア 受講申込書 イ 防火管理者の証 ウ 受講料 1,550円（テキスト代含む） ※申し込み後、受講者の都合によるキャンセルについては、受講料の返金できませんのでご了承願います。 テキストは、講習日当日お渡しします。

※注1 防火管理者に定められた日の4年前までに講習（新規又は再講習）の課程を修了した防火管理者にあつては防火管理者に定められた日から1年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。